南相馬市長

申立書

地方税法第10条及び民法第441条本文の規定により、連帯納税義務者の一人に対して行われた固定資産税の減免は、原則として他の連帯納税義務者に対して効力を生じないとされておりますが、民法第441条ただし書の規定により、令和　年度固定資産税の減免の効力を適用されたいので申し立てます。

減免を受けた連帯納税義務者

住所

氏名

令和　　年　　月　　日

申立人

住所

氏名

電話番号